

我孫子市貯水槽水道取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、我孫子市水道事業給水条例（平成2年条例第17号）第6章に規定する貯水槽水道の取扱に関し必要な事項を定めることにより、利用者の水質面における不安を解消すると共に、設置者に対し管理の徹底を働きかけ、もって安全で安心な水道水を供給することを目的とする。

(基本方針)

第2条 貯水槽水道の管理は、設置者が自ら責任を持って行うものであり、局長は、この要綱の目的を達成するため、直接指導等を行う保健所と密接な連携を図るとともに、設置者への指導を行うものとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貯水槽水道 水道法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。
- (2) 設置者 貯水槽水道を所有する者、並びに貯水槽水道の維持管理に関する全ての権限を委託された管理会社、管理組合等をいう。
- (3) 利用者 貯水槽水道を利用する者をいう。
- (4) 貯水槽 受水槽、高置水槽をいう。

(責務)

第4条 設置者及び局長の責務は、次に定めるところによる。

- (1) 設置者の責務 設置者は、貯水槽水道の管理を自主的に行うとともに、この要綱に基づいて行われる局長の指導に協力するものとする。
- (2) 局長の責務 局長は、この要綱の適切な運用に務めなければならない。

(平常時の措置)

第5条 設置者及び局長の業務は、次に定めるところによる。

(1) 設置者の措置

- ア 貯水槽水道の設置、変更または廃止をしたときは、速やかにその旨を保健所に届け出ること。
- イ 貯水槽の周囲を常に清潔に保つこと。
- ウ 貯水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
- エ 有害物、汚水等による水の汚染を防止するために、月1回程度、貯水槽の点検その他必要な措置を講ずること。
- オ 点検の方法は、別表に定める設備のチェックポイントを参考にして行うこと。
- カ 点検の結果異常があったときは、設備の取り替え、補修、清掃等により速やかに改善すること。
- キ 給水栓での水の色、濁り、臭い及び味の検査を随時行うこと。その結果異常があったときは、必要な水質検査を行うこと。

ク 給水栓における水の遊離残留塩素は、0.1 mg/l (結合残留塩素の場合は、0.4 mg/l) 以上を保持すること。ただし、供給する水が病原性微生物に汚染されたことを疑わせるような生物又は物質を多量に含むおそれのある場合の遊離残留塩素は、0.2 mg/l (結合残留塩素の場合は、1.5 mg/l) 以上とすること。

ケ 供給する水が人の健康を害することがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その水を利用することが危険である旨を、関係者に周知させる措置を講ずること。

コ 1年以内ごとに1回定期に行う水質検査は、給水栓において次の項目について行うこと。

(ア) 色

(イ) 濁り

(ウ) 臭い

(エ) 味

(オ) 残留塩素

サ 貯水槽水道は、第7条に定める基準に基づき、清浄な飲料水を供給するのに支障のない適切な構造及び設備とすること。

シ ウ、エ、キ、及びコに規定する事項については、記録し、保管しておくこと。

ス 施設の図面を保管しておくこと。

(2) 局長の業務

ア 前号アに基づき保健所へ届出のあった貯水槽水道に関する情報及び局長が知り得た情報を保健所と局長でお互いに共有すること。

イ 設置者及び利用者の貯水槽水道の管理に関する相談に応じるとともに、平常時又は汚染事故発生時における措置等に関する情報の提供に努めること。

ウ 貯水槽水道により供給される水の水質検査について、利用者から貯水槽水道水質検査依頼書(様式第1号)により依頼のあった場合は、速やかに検査し、その結果を依頼者に通知するものとする。

なお、前号コに規定する検査項目以外の検査及び通常の実査以外の特別の費用を要する検査の費用は依頼者の負担とする。

(汚染事故発生時の措置)

第6条 設置者及び局長の汚染事故発生時の業務は、次に定めるところによる。

(1) 設置者の措置 設置者は、貯水槽水道に汚染事故(以下「事故」という。)が発生し飲料水が汚染されたとき又はそのおそれがあるときは、直ちに、保健所及び局長に通報するとともに、次に掲げる措置をとらなければならない。

ア 利用者に事故の発生を周知するとともに、給水停止、使用制限等の措置をすること。

イ 汚染調査又は水質検査により、速やかに汚染の原因を取除き、当該貯水槽水道の復旧を図ること。

ウ 当該貯水槽水道が復旧した後は、水質検査を行い、飲料水の安全を確保してから給水を開始すること。

エ 給水停止の措置をとったときは、代替水を確保すること。

(2) 局長の業務 局長は、貯水槽水道に事故が発生し飲料水が汚染されたとき又はそのおそれがあるときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

ア 設置者に対する指導

設置者による汚染調査又は水質検査の結果、必要があると認めたときは、前号の規定に従って適切な措置をとるよう、設置者を指導すること。

イ 情報収集及び関係機関への連絡

(ア) 事故の内容を的確に把握すること。

(イ) 保健所に連絡するとともに、保健所による汚染調査及び設置者に対する指導並びに設置者の代替水の確保が円滑に行えるように指導すること。

(貯水槽水道の構造及び設備基準)

第7条 設置者は、貯水槽水道の構造及び設備基準について、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5及びその他関係法令に適合するように努めるものとし、特に次に定める事項に留意するものとする。

(1) 受水槽

ア 受水槽は、点検、清掃、修理が容易で、かつ、常時人の出入りしないところに設置すること。また、屋外に設けるときは、フェンス等で囲み、関係者以外立ち入ることができないようにすること。

イ 受水槽は床置型とし、天井、底及び周壁は、外部から点検できるような十分なスペースを確保すること。

ウ 受水槽の天井、底及び周壁は、建物の他の部分と兼用しないこと。

エ 建築物の最下階で床下式又は屋外にあって地盤面下の地下式若しくは建築躯体を利用したもので、汚水槽等衛生上有害なものの貯留又は処理に供する施設までの水平距離が5m未満であるときは、汚水槽等からの汚水等の浸入防止のために必要な措置を講ずること。

オ 受水槽内部は、給水管以外の管は貫通させないこと。

カ 受水槽室が完全排水できない構造の場合は、受水槽に満水時の警報装置を設けること。

キ 受水槽は、鉄筋コンクリート製、鋼板製、合成樹脂製、木製その他堅固で、かつ、水質に影響を与えない材料を用い、完全に水密性を保つ構造とすること。

ク マンホールは、内径60cm以上のかぎ付き防水型とし、各槽ごとに設けること。また、マンホール面は、周囲の床面から有効に立ち上げること。

ケ オーバーフロー管及び通気管は、十分に機能するものであり、昆虫等が入らない構造であること。

コ 受水槽への給水管には、吐水口空間を設けること。また、オーバーフロー管及び水抜管には排水口空間を設けること。

サ 受水槽の受水口と揚水口は、対象位置に設置すること。

シ 受水槽の容量は、1日使用量の4/10～6/10を標準とすること。

- ス 受水槽上部には、ボイラー、ポンプ、機械類、給油管、排水管等を直接設置しないこと。
- セ 給水管、排水管、電極棒が、受水槽の上部面を貫通して配管又は設備されるときは、その貫通部分に汚水等の侵入を防ぐための防止措置を施すこと。
- ソ 受水槽は、周囲にゴミや汚物の置場がなく、湧水や溜水に汚染されるおそれのない場所に設置すること。

(2) 高置水槽

- ア 高置水槽室又は塔屋等の室内に設けるときは、天井、床及び周壁との間は、外部から点検できるように、十分なスペースを確保すること。
- イ 建物の屋上等に設けるときは、点検、清掃及び修理が容易で、かつ、安全にできるようにすること。
- ウ 高置水槽の容量は、1日使用水量の1/10を標準とすること。
- エ 高置水槽に用いる材料は、前号キに準ずること。
- オ マンホール、オーバーフロー管及び通気管は、前号ク及びケに準ずること。

(3) 貯水槽水道

- ア 貯水槽水道は、当該貯水槽水道以外の管及び設備と直接連結させないこと。
- イ 給水管は、汚染された液体や物質の中を貫通させないこと。また、その直下には埋設しないこと。
- ウ 給水管は、水質に悪影響を与えないものを使用すること。
- エ 貯水槽水道に水撃作用の生ずるおそれのあるときは、その防止措置を施すこと。
- オ 給水管は、他の配管と明瞭に識別できる措置を施すこと。
- カ 給水系統には、逆流、逆サイホン作用を生じさせないような設備をし、逆サイホン作用を生ずるおそれのある器具及び装置には適切な防止装置を設けること。

(貯水槽水道台帳)

第8条 貯水槽水道台帳は、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 貯水槽水道台帳（以下「台帳」という。様式第2号）を作成し、保管する。
- (2) 台帳は、貯水槽設備内訳表（給水装置工事申込添付書類）に基づき作成する。また、台帳の記載事項のうち、不明な箇所は現場調査を実施し、行うものとする。
- (3) 局長は、給水装置工事申込書の変更に基づき、台帳の記載事項の変更を行う。
- (4) 台帳は、電子データとする。また、保守管理として定期的にバックアップする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

別表（第5条第1号関係）

設備のチェックポイント

1 受水槽及び高置水槽の点検：月1回

- ① 貯水槽の周辺は、清潔で整理・整頓されていますか。
- ② 貯水槽にひび割れや水漏れはありませんか。
- ③ 周囲に汚染の原因となるものは置いてありませんか。
- ④ 貯水槽内に沈殿物や浮遊物はありませんか。
- ⑤ マンホールのふたは、防水密閉型できちんと鍵がかかっていますか。
- ⑥ マンホールの防水パッキンは傷んでいませんか。
- ⑦ オーバーフロー管や通気管の防虫網はついていますか。
- ⑧ オーバーフロー管や通気管の防虫網は、傷んでいませんか。

2 水質検査の実施：随時

末端給水栓において残留塩素が 0.1mg/l 以上となっているか定期的に確認するとともに、無色透明なガラス製のコップに給水栓（じゃ口）から水を取り、肉眼で次の項目を検査してください。

- ① 色
- ② 濁り
- ③ におい
- ④ 味

に異常はありませんか。

異常があった場合は、より詳しい検査をしてください。

異常の原因としては、次のようなことが考えられます。

- ① 色のついた水
 - 赤い 鉄製の貯水槽や鉄管の腐食
 - 青い 銅製の貯水槽や銅管の腐食
 - 白い 空気（気泡）の混入や亜鉛メッキ鋼管の腐食
- ② 濁りがある
 - 貯水槽が汚れている。
- ③ においがする。
 - ア 貯水槽が汚れている。
 - イ 貯水槽内に汚物物質が混入している。
- ④ 味がある。
 - ア 貯水槽が汚れている。
 - イ 給水管等の腐食。

3 貯水槽の清掃：年1回

年に1回以上行う貯水槽の清掃は、貯水槽壁面の清掃や内部の消毒などを行うものですが、清掃の際には、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称：ビル管理法）に基づいて知事の登録を受けた貯水槽清掃業者を利用することが望ましいとされています。

様式第1号(第5条第2号関係)

貯水槽水道水質検査依頼書

年 月 日

我孫子市水道局長 あて

住 所
氏 名
電 話

㊟

我孫子市貯水槽水道取扱要綱第5条第2号の規定により、次のとおり貯水槽水道により供給される水の水質検査を依頼します。

貯水槽水道の設置場所		
水 栓 番 号		
貯水槽水道の設置者	住 所	
	氏 名	
	電 話	
請 求 の 理 由		